

四日市市告示第424号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

令和5年6月7日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の種類及び名称

種類：四日市都市計画下水道第1号公共下水道の変更

2. 都市計画を定める土地の位置及び区域

位置及び区域：都市計画の図書において表示する

3. 縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市 都市整備部 都市計画課

四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局 管理部 経営企画課

四日市市日永西三丁目2-18

四日市市 市民文化部 日永地区市民センター

4. 縦覧期間

自 令和5年6月 7日

至 令和5年6月21日

8：30～17：15（※土・日曜日を除く）

（都市整備部都市計画課）